

墨田区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案				現行			
別表				別表			
	占用物件	単位	占用料		占用物件	単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱		7,970円		第1種電柱		6,930円
	第2種電柱		12,200円		第2種電柱		10,600円
	第3種電柱		16,500円		第3種電柱		14,300円
	第1種電話柱	〔略〕	6,440円	〔略〕	第1種電話柱	〔略〕	5,370円
	第2種電話柱		10,400円		第2種電話柱		8,680円
	第3種電話柱		14,200円		第3種電話柱		11,900円
	その他の柱類		710円		その他の柱類		610円
	共架電線その他上空に設ける線類	〔略〕	71円	〔略〕	共架電線その他上空に設ける線類	〔略〕	61円
	地下に設ける電線その他の線類		42円		地下に設ける電線その他の線類		37円
	路上に設ける変圧器	〔略〕	6,980円	〔略〕	路上に設ける変圧器	〔略〕	6,060円
	地下に設ける変圧器	〔略〕	4,270円	〔略〕	地下に設ける変圧器	〔略〕	3,710円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	〔略〕	14,200円	〔略〕	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	〔略〕	12,300円
	広告塔	〔略〕	20,300円	〔略〕	広告塔	〔略〕	18,300円
	その他のもの	〔略〕	14,200円	〔略〕	その他のもの	〔略〕	12,300円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.04メートル未満のもの	〔略〕	160円	〔略〕	外径が0.04メートル未満のもの	〔略〕	140円
	外径が0.04メートル以上0.07メートル未満のもの		290円		外径が0.04メートル以上0.07メートル未満のもの		260円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		420円		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		370円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		640円		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		550円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		850円		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		740円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		1,280円		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		1,110円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		1,700円		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		1,480円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		2,990円		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		2,600円

	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			4,270円	
	外径が1メートル以上のもの			8,540円	
法第32条第1項第3号に掲げる施設		[略]		12,400円	
法第32条第1項第4号に掲げる施設		[略]		14,200円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	[略]	[略]	
		階数が2のもの	[略]	[略]	
		階数が3以上のもの	[略]	[略]	
	上空に設ける通路				10,100円
	地下に設ける通路				6,100円
その他のもの				9,060円	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		[略]	200円	
	商品置場その他これに類するもの		[略]	20,300円	
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチ式であるものを除く。）		[略]	20,300円	
	標識		[略]	11,300円	
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	[略]	200円	
		その他のもの	[略]	20,300円	
	アーチ式工作物	車道を横断するもの	[略]	203,300円	
その他のもの		[略]	101,600円		
令第7条第2号に掲げる工作物		[略]		14,200円	
令第7条第3号に掲げる施設		[略]		[略]	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料置場	板囲、足場その他の工事用施設及び工事用材料置場			20,300円	
	危険防止施設		[略]	7,200円	
	詰所				20,300円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設		[略]		14,200円	
令第7条第8号に掲げる施設（高速自動車国道及び自	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を	[略]	[略]	[略]	
		[略]	[略]	[略]	

	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			3,710円	
	外径が1メートル以上のもの			7,430円	
法第32条第1項第3号に掲げる施設		[略]		10,400円	
法第32条第1項第4号に掲げる施設		[略]		12,300円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	[略]	[略]	
		階数が2のもの	[略]	[略]	
		階数が3以上のもの	[略]	[略]	
	上空に設ける通路				9,180円
	地下に設ける通路				5,510円
その他のもの				8,190円	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		[略]	180円	
	商品置場その他これに類するもの		[略]	18,300円	
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチ式であるものを除く。）		[略]	18,300円	
	標識		[略]	9,900円	
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	[略]	180円	
		その他のもの	[略]	18,300円	
	アーチ式工作物	車道を横断するもの	[略]	183,700円	
その他のもの		[略]	91,800円		
令第7条第2号に掲げる工作物		[略]		12,300円	
令第7条第3号に掲げる施設		[略]		[略]	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料置場	板囲、足場その他の工事用施設及び工事用材料置場			18,300円	
	危険防止施設		[略]	6,000円	
	詰所				18,300円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設		[略]		12,300円	
令第7条第8号に掲げる施設（高速自動車国道に設けるも	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるも	[略]	[略]	[略]	

自動車専用道路以外の道路に係るものを除く。)	除く。)に設けるもの	[略]	[略]	[略]
		[略]		[略]
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額	
	階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額		
[略]	[略]	[略]		
令第7条第9号に掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場(同号ロに掲げる道路に係るものを除く。)	[略]	[略]	[略]	[略]
		[略]		[略]
		[略]		[略]
	[略]	[略]	[略]	
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	[略]	[略]	[略]	[略]
		[略]		[略]
		[略]		[略]
	[略]	[略]	[略]	
令第7条第12号に掲げる器具		[略]	[略]	[略]
令第7条第13号に掲げる施設	[略]	[略]	[略]	[略]
		[略]		[略]
		[略]		[略]
	[略]	[略]	[略]	
備考 [略]				

道及び自動車専用道路以外の道路に係るものを除く。)	の	[略]	[略]	[略]
		[略]		[略]
		[略]		[略]
	[新設]	[新設]	[新設]	
		[新設]	[新設]	
[略]	[略]	[略]		
令第7条第9号に掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場(同号ロに掲げる道路に係るものを除く。)	[略]	[略]	[略]	[略]
		[略]		[略]
		[略]		[略]
	[略]	[略]	[略]	
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	[略]	[略]	[略]	[略]
		[略]		[略]
		[略]		[略]
	[略]	[略]	[略]	
令第7条第12号に掲げる器具		[略]	[略]	[略]
令第7条第13号に掲げる施設	[略]	[略]	[略]	[略]
		[略]		[略]
		[略]		[略]
	[略]	[略]	[略]	
備考 [略]				

付 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料から適用する。ただし、同日前に占用許可を受け、既に占用料を納付したものについては、なお従前の例による。